

お 知 ら せ

令和 8 年 (2026年) 6 月 22 日

報 道 機 関 各 位

函館市総務部人事課

(2 1 - 3 6 6 7)

職員の懲戒処分について

このことについて、別紙のとおり職員の懲戒処分を行いましたので、
お知らせいたします。

職員の懲戒処分の公表について

次のとおり懲戒処分をしたので公表します。

被処分者の所属等	所属 競輪事業部・一般職 年代 20代
事案の概要	令和7年8月から令和8年1月までの間に、競輪事業部で管理する普通預金口座から、名義人の氏名と印鑑を不正に用いて出金し、着服したもの。
処分内容	免職
処分年月日	令和8年6月22日
その他特記事項	今後において、上記職員を管理監督する立場にある職員の処分の検討を行う。

担当 函館市総務部人事課
電話 (0138) 21-3667

職員の懲戒処分の公表について

次のとおり懲戒処分をしたので公表します。

被処分者の所属等	所属 市民部・一般職 年代 50代
事案の概要	令和7年の閉庁日において、同じ所属の他の職員のパソコンに不正にログインし、当該パソコン内に保存された個人情報を含むデータを無断で持ち出した。 令和8年1月12日以後、当該データを本市アドレス宛てに2回送信し、あたかも当該データが外部へ情報漏えいをしたかのように偽装したこと、また、当該データの一部を印刷したものを本市の関連施設に送付し、職場外へ情報を漏えいさせたことにより、公務の運営に支障を生じさせた。
処分内容	停職6月
処分年月日	令和8年6月22日
その他特記事項	

担当 函館市総務部人事課
電話 (0138) 21-3667